

一般不妊治療費を助成します

不妊治療のうち、人工授精（以下「一般不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額のため、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成します。

1. 対象となる費用は・・・

対象となる費用は、医療機関で受診した保険適用の対象となる一般不妊治療。
※ただし、文書料、個室料、食事代等直接治療に関係のない費用は含みません。
※特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費用は助成を行っておりません。

2. 助成対象者は・・・

次の要件全てに該当する方が対象です。

- ① 医療機関において不妊症と医師に診断された夫婦。
※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦を含む。
- ② 1回の治療の開始初日における妻（パートナー）の年齢が41歳未満である夫婦。
- ③ 夫又は妻（パートナー）のどちらかが熊本市の住民基本台帳に記載されている夫婦。

3. 助成金の額は・・・

助成する額：助成額は、夫婦1組につき、累計4万円までとなります。

4. 申請の時期及び場所は・・・

申請は、原則一般不妊治療を受けた日の属する月の初日から起算して1年以内までに、下記の区役所保健こども課で行ってください。

5. 申請に必要なものは・・・

提出物	法律婚の場合	事実婚の場合
一般不妊治療費助成事業申請書	○	○
一般不妊治療費助成事業受診等証明書	○	○
医療機関からの領収書原本(医療費控除の手続きに必要な方はコピーしてお返しいたします)	○	○
通帳またはキャッシュカード(申請者名義のもの)	○	○
戸籍全部事項証明(発行後3か月以内)	○(熊本市で初めて申請、又はご夫婦の住所が異なる場合)	○(治療当事者両人のもの)
事実婚関係に関する申立書	×	○

6. 受付場所 (お住まいの区に関わらず、どの窓口でも申請できます。)

受付窓口	住所	電話番号
中央区役所 保健こども課	中央区手取本町1-1	096-328-2419
東区役所 保健こども課	東区東本町16-30	096-367-9134
西区役所 保健こども課	西区小島2丁目7-1	096-329-1147
南区役所 保健こども課	南区富合町清藤405-3	096-357-4135
北区役所 保健こども課	北区植木町岩野238-1	096-272-1128

《お問い合わせ》上記の各区役所保健こども課またはこども支援課（096-328-2158）へ